

株式交換に関する事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2026 年 9 月 7 日

レカム株式会社
株式会社とみや

2026年9月7日

株式交換に関する事後開示事項

(会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める書面)

(株式交換完全親会社) 東京都渋谷区代々木三丁目25番3号
レカム株式会社
代表取締役 伊藤 秀博

(株式交換完全子会社) 秋田県湯沢市大町一丁目2番24号
株式会社とみや
代表取締役 田丸 安孝

レカム株式会社(以下「レカム」といいます。)及び株式会社とみや(以下「とみや」といいます。)は、2026年8月17日付で両社の間で締結した株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)に基づき、2026年9月7日を効力発生日として、レカムを株式交換完全親会社、とみやを株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行いました。

会社法第791条第1項第2号、同第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条により開示すべき事項は、本書に記載のとおりです。

1. 株式交換が効力を生じた日(会社法施行規則第190条第1号)

2026年9月7日

2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過(会社法施行規則第190条第2号)

(1) 会社法第784条の2(本株式交換の差止請求)の規定による請求に係る手続の経過

本株式交換の差止請求を行った株主はおりませんでした。

(2) 会社法第785条(株式買取請求)の規定による手続の経過

とみやは、2026年8月17日付で会社法第785条第3項の規定に基づく通知を株主に対して行いましたが、株式の買取請求を行った株主はおりませんでした。

(3) 会社法第787条(新株予約権買取請求)及び第789条(債権者異議)の規定による手続の経過

該当事項はございません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過(会社法施行規則第190条第3号)

(1) 会社法第796条の2(本株式交換の差止請求)の規定による請求に係る手続の経過

該当事項はございません。

(2) 会社法第 797 条（株式買取請求）の規定による手続の経過

該当事項はございません。

(3) 会社法第 799 条（債権者異議）の規定による手続の経過

該当事項はございません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により、レカムに移転したとみやの株式の数は 985 株（株式交換の対象となった株式の数）です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) レカムは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知したレカムの株主はおりませんでした。

また、とみやは、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2026 年 9 月 3 日、会社法第 319 条第 1 項の規定に基づき株主総会の決議があったものとみなされる方法（株主全員の書面による同意）により、本株式交換契約の承認を得ております。

(2) レカムは、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時のとみやの株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、レカムを除きます。）に対し、その所有するとみやの株式 1 株に対してレカムの株式 878.17 株の割合をもってレカムの自己株式を割当交付しました。レカムが交付した株式の総数は 865,000 株です。

(3) 本株式交換に伴う、レカムの資本金及び準備金の額の変動はございません。

以 上